

公務員制度改革に関する緊急シンポジウム「国民本位の改革を求めて」

共同声明文

国家公務員制度改革基本法が成立した。同法の成立が危ぶまれる中、与野党協議における合意を通じてこれを成し遂げたことは、政府・与野党関係者の改革に対する強い決意の表れであり、われわれは、その努力に心から敬意を表するものである。

いま、戦後の官僚主導体制とそれを支えてきた公務員制度は制度疲労の極限に達し、「行政は誰のために、何をめざして行われているのか」といった根本的な疑問が日本国中に渦巻いている。

政官業の癒着を断ち、官僚主導、裁量行政、縦割り・割拠主義と決別し、国民に支えられた責任ある政治主導体制を確立すること、国民に信頼され、公正・透明で、効率性、総合性、機動性、国際性に富んだ有効で活力ある行政組織を創造することはいまや喫緊の課題であり、これらの要請に応えうる新しい公務員制度の創造が渴望されている。

われわれ主催団体は、こうした時代の要請を踏まえ、今般の基本法の成立を出発点として、日本の行政組織と公務員制度を二十一世紀の日本に相応しい姿へと変革する決意を新たにし、ここに以下の共同声明を公表するものである。

- 一 政府は、今後において具体的な制度設計や個別法の改正を進めるにあたっては、与野党協議における修正合意に基づいて成立した基本法の立法趣旨、すなわち、「政治主導の強化」及び「キャリア・システムの廃止」「幹部職員人事の内閣一元化」の基本理念を真摯に受けとめ、改革が決して後戻りすることのないようにすべきである。また、政党は、政府の作業が今般の基本法の立法趣旨に沿って行われるよう国会審議等を通じて絶えず監視・検証を行うべきである。そして、国家公務員自身も基本法が成立するに至った背景を十分に理解し、今後の改革の道程に積極的に参加すべきである。われわれも、今後の改革推進体制および進捗について注視・支援し続けるものである。
- 二 政党は、今般の基本法の成立を踏まえ、政党や国会の改革など政治の側の体制の整備や、政官関係のあるべき姿、新しいルールについて検討を急ぎ、首相を中心とする内閣主導体制の確立や霞が関改革に関する総合的な改革の道筋、全体像を明らかにすべきである。そして、政治家自身の意識改革や行動の見直しも含め、その具体化に取り組むべきである。
- 三 今般の基本法は国民の求める公務員制度改革の一里塚にすぎない。政府、政党は、現代公務員制度の根幹を成す「能力・実績主義」「政治的中立」「能力・実績に応じた処遇」の諸点についてはとくに国家百年に耐えうる十分な制度設計を行い、公務の世界に気概と使命感に溢れる有為の多様な人材を将来にわたって確保し、彼らが誇りと働きがいをもって職務を遂行しうる環境の整備に努めるべきである。

平成二十年六月十一日

新しい日本をつくる国民会議（二十一世紀臨調）

社団法人 経済同友会

日本労働組合総連合会